

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 297 回

脱デフレも長期戦になりそうですね。そして地方の銀行、信金も生き抜くための合併話しがまたでてきています。

そして主要 30 業種の天気図も雲が徐々に厚くなり、旅行、ホテル業、人材派遣業を除いては、小雨模様の業種が増えてきました。回復はいつになるのか、大変難しいことになってきました。

やはり円高と中国不況が原因となっているものが多そうですね。

したがって、製造業も悪化し、またさらに消費動向も冴えません。

また本来良くなるはずの住宅産業、建設産業もあまりよくありません。

やはり消費増税の影響は大きいものがありますね。これでまた増税したらと思うと

ぞっとしますね！！

米原油価格の軟調な展開がドル売りへとつながり、そして円買いとなり、ひいては株安へとつながっていきます(今、この文を書いている 4 月 5 日に円為替はついに 110 銭台に突入しました)。

グローバル経済の難しさですね。はたして参院選までかなりの円安へと転換するのでしょうか。

ところで、企業家精神について一言

『企業家精神とは、すでに行っていることをより上手に行うことよりもまったく新しいことを行うことに価値を見出すことである。

企業家の責務は「創造的破壊」である。すなわち変化を探し、変化に対応し、変化を機会として利用することである。』(P・F・ドラッカー)

前田の《今人生を語る》第 202 回

めざめよ日本人 (124)

アンカリング効果という言葉をご存知ですか？

人が何かを判断するにあたって、最初に示された条件に影響を受けることを言います。

アンカリングとはアンカー(いかり)を下ろすという意味で、最初に提示された条件や印象などが船の錨のように人の行動を縛り続けるという意味です。

たとえば、小売における値札の修正(値下げ)です。

最初の値段を高く設定するほど、値引後の価格が買い物客にはお得に感じるわけです。

まさに、心理の罫を突く、ですね。

平成 28 年度税制改正大綱では「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すという事を目的として、成長志向の法人税改革が推進されています。今回はその中から主要なものをいくつかご紹介させていただきます。

1. 法人税率の引き下げ

法人税の標準税率が引き下げられます。税率は以下の通りとなります。

なお、中小法人については、所得の 800 万円までは 15%の軽減税率が適用されますので、以下の税率については 800 万を超える部分に適用される税率となります。ただし、軽減税率については H29/3/31 までに開始する事業年度での適用となっていますので、それ以降については今後検討される事となります。

現行	H28/4/1 以後に開始する事業年度	H30/4/1 以後に開始する事業年度
23.9%	23.4%	23.2%

2. 建物附属設備・構築物の償却方法の定額法一本化

建物附属設備・構築物の償却方法が見直され、定率法が廃止になり定額法のみとなります。この改正は H28/4/1 以後の取得分についてのみ適用されます。個人の方も同様となります。

3. 生産性向上設備投資促進税制の適用廃止

生産性向上設備投資促進税制について適用期限(H29/3/31 までの事業供用分)での廃止が明確化されました。個人の方も同様となります。

生産性向上設備投資促進税制とは青色申告法人が一定の「先端設備(A)」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(B)」で一定の要件を満たす設備投資を行った場合に、特別償却か税額控除のいずれかを選択適用することができる制度の事で適用対象設備は機械装置や器具備品だけでなく建物や建物附属設備等も対象となります。なお、適用に受けるには(A)については工業会等の確認が必要となり、(B)については公認会計士又は税理士と経済産業局の確認が必要となります。

4. 環境関連投資促進税制の見直し延長

環境関連投資促進税制については対象設備が見直された上でその適用期限が H30/3/31 以前の取得分まで 2 年延長されます。個人の方も同様となります。

環境関連投資促進税制とは青色申告法人が特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合には、一定の要件の下に、特別償却か税額控除のいずれかを選択適用することができる制度の事です。見直しが行われる点は以下の通りとなります。

- ① 風力発電設備の即時償却が廃止されます。
- ② 太陽光発電設備については、認定売電設備が対象資産から除外され、自家消費設備のみ対象資産となります。
- ③ 車両運搬具(電気自動車、PHV 自動車等)が税額控除の対象資産から除外されます。

なお、補助金を取得した場合には、環境関連投資促進税制が適用できませんので、注意が必要です。